

八王子センター元気 個人情報保護要領

(目的)

第1条 本要領は、八王子センター元気（以下、センター元気という）が保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関連法規の趣旨の下、これを適正に取り扱い、個人情報保護方針に基づく個人の権利利益を適正に保護する為の基本となる事項を定める事を目的とする。

(定義)

第2条 本要領における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む）

(2) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であって、個人情報の保護に関する法律第2条4項一及び二に掲げるものをいう。

(3) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 保有個人データ

センター元気が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用停止、消去を行うことの出来る権限を有する個人データであって、個人情報の保護に関する法律第2条7項の「保有個人データ」をいう。

(5) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(6) コーディネーター

センター元気にコーディネーター登録した者をいう。

(適用範囲)

第3条 本要領は、全てのコーディネーターに適用するものとする。

(情報の取得)

第4条 個人情報の取得は、本人の意思に基づき、センター元気所定の書式により提出されたものにより行う。

(利用目的の特定)

第5条 個人情報の取得に当たっては、利用目的を特定する。

(利用目的による制限)

第6条 予め本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて、個人情報を取り扱わない。

(第三者提供の制限)

第7条 予め本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しない。

(教育・研修)

第8条 取り扱う個人データの漏えい、滅失又は棄損の防止その他個人データの安全管理のためにコーディネーターに対する教育・研修等必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(個人情報保護管理者)

第9条 個人情報保護管理者は、平素から情報の漏えい、滅失、既存及び改ざんなどの防止に努めるとともに、不要な情報の確実かつ速やかな廃棄又は消去を行う。

2) 個人情報保護管理者は、代表の指示を受けコーディネーターに対し個人情報に係る事故防止対策や研修を実施する。

(個人情報保護相談員)

第10条 個人情報の保護に係る相談、個人情報データに関する本人からの請求(開示、訂正、利用停止等)に対処するため、個人情報保護相談員を置く。

2) 個人情報保護相談員は副代表(事務局担当)がその任に当たる。

(継続的見直し)

第11条 代表は、社会環境や本センター運営状況の変化などに照らし、適切に個人情報を維持するため、定期的に本要領の見直しを図らなければならない。

付則

本要領は平成31年4月1日から施行する